





シンポジウム「これからの障がいサービスの姿を考える」  
～知的障がい者・精神障がい者へのサービスを通して～  
開催趣意書

## 1. 入所支援施設なかまの家の歴史的背景

昭和46年6月新潟県によるコロニー白岩の里が運営開始された。県内一か所の大規模施設では県全体をカバーできず、また障がい者家族からは地域での支援が強く要請されていることから、昭和49年新潟県は「ミニコロニー構想」を発表した。

県及び地元市町村の負担により、民間施設として身体障がい者療護施設3か所、知的障がい者更生施設10か所を整備した。続いて昭和55年から福祉ホーム、通所ホーム及び通所授産施設として、身体障がい者施設3か所、知的障がい者施設4か所が整備された。

このような状況下、昭和57年に、地元市町村主導によりなかまの家が整備された。これを機に運営を担う社会福祉法人あかね会が設立され、初代理事長星名憲三氏が私財を提供するなど関係者の熱意により地域内の障がい者支援の拠点の活動が開始された。

その後2回にわたる増築を経て入所定員75名という大規模施設となった。行政主導による設置であったため、施設設備整備に要する借入金の元利償還費は全額行政の債務負担で賄われた。

当時、障がい者やその家族からの要請に対し積極的な対応を行った行政及び運営に当たられた歴代の役員、職員には心から敬意と感謝を表したい。

しかしながら、なかまの家に加えて後述する身障者センター、なごみの家、エンゼル妻有を行政主導で展開した時代から40年が経過し、大きく変化する時代の中でこれからの障がい者支援をどのように組み立てていくか、大切な課題に対して行政の姿勢が見えない。

現在は、国の方針に基づいてグループホーム8か所を確保し、なかまの家の入所定員を40名に縮小した。しかし度重なる国（市町村）の支援内容の変遷により、元利償還費が行政負担でありつつも、なかまの家は赤字経営が続いている。

### ○現在の課題

- (1) 再三にわたる増築による複雑な施設であること
- (2) 築40年を経過し老朽化が進んでいること
- (3) 障がい者の快適な生活空間には程遠い施設設備となっていること

十日町福祉会ではその運営を担っている責任から施設の見直しを行ってきた。当法人が行っている障がい事業の範囲での考え方はとりあえず形作ることはできた。

しかし、現在なかまの家の運営は十日町福祉会が行ってはいるが、障がい者支援事業は当法人だけでなく多くの法人やNPO法人などが取り組んでいる。

家族の高齢化、障がい者の高齢化が間もなく大きな課題となることが明らかな状況下、その見直しの過程で次のような問題が提起された。

- (1) 知的障がいのみならず障がい者の高齢化が進む中で、高齢事業（介護）への移行に係る十日町市の対応の在り方。
- (2) 身体障がい、知的障がい、精神障がい全体の中で唯一の入所支援施設なかまの家に何が期待され、どう定義付けされるのか。
- (3) 国（市町村）は入所ではなく居宅支援（地域生活移行）を進めているが、十日町市では短期入所（ショートステイ）や通所サービスを活用しながら日常生活支援拠点をどの様に形作ろうとしているのか。

(4) 今後増加すると考えられる障がい者への相談支援、計画相談、就労相談など、どのような体制を将来的に考えているのか。

このようま理由で十日町福祉会ではなかまの家への法人独自の対応方針を一旦棚上げすることとした。

「これからの障がい者支援事業を総合的に検討する場」を整えたうえで再度検討を行いたい。

## 2. 身体障がい者福祉センター、エンゼル妻有、なごみの家の背景

平成10年、行政は障がい者家族や関係者からの要望を受け、いくつかの小規模な授産施設機能を統合してなごみの家（知的障がい）とエンゼル妻有（精神障がい）を設置した。

前者は社会福祉法人あかね会が、後者は社会福祉法人妻有福祉会が運営に当たってきた。なかまの家と同様に行政主導で行われた事業で、元利償還費は行政負担となっているが、いずれの経営も国（市町村）の支援の変遷により厳しい状況にある。

妻有福祉会の運営する「エンゼル妻有」は精神障がい者の入所授産施設として県の補助金による運営で、平成17年度の自立支援法の施行からは国保連の訓練等給付による運営形態となった。その後障がい福祉サービス事業所に変遷した。宿泊型自立訓練、就労支援事業などをはじめとし7事業を展開するが、常時定員に満たない宿泊型、就労支援は安定しない受託の作業などで経営も厳しい状況になってきている。

一方、同年設置の障がい者地域生活支援センター「エンゼル妻有」は平成17年の法改正後、運営が県の補助事業から市の委託事業へ移譲された。この時点から現在に至るまでの十数年間、十日町市からの委託料額は何ら増額とならず、障がい者の相談支援が当時から現在も増加している中、相談員も増員してきたがその運営費の不足分は法人内から補填され、相談支援事業所は常に赤字の事業所となっている。

十日町市身体障がい者福祉センターは、妻有福祉会が行政から指定管理制度による管理委託を受けて行っている。障がい者が希望や目的を持ち、生活できるようサポートするためにも、老朽化した施設の改装計画等を是非示してもらいたい。

これらも行政の施策で行われているものであるが、昨今では行政として時代の変化の中でどのような支援事業を行おうと考えているのか全く思い描く姿が見えないのが現状である。

## 3. 障がい者支援の未来を一緒に考えよう

今後の地域での障がい者支援事業は課題が山積している。行政が3年に一回見直しを行っている障がい者福祉計画で、わたしども事業者に対して「皆さん何か行いたい事業がありますか。法人やNPOが自由に判断して行ってください。」では済まされない問題です。全て市行政の施策（責任と権限）に基づいて行っていただかなければなりません。

新たな施設設備に要する財政的な問題、運営に必要な人材の確保、運営費の調達・・・地域での障がい者支援をどう考えるか・・・「なかまの家」や「エンゼル妻有」の課題を契機に行政から真剣に取り組んでいただくことを切望し、意見交換会を行いたいと考えます。

令和3年12月18日

社会福祉法人妻有福祉会 理事長 樋口 誠  
社会福祉法人十日町福祉会 理事長 村山 薫